

議 会 の



6 月 定 例 会

— 認定・可決・承認・同意された

主 な 議 案

- ・平成17年度鶴田町病院事業決算認定について
- ・平成17年度鶴田町水道事業決算認定について
- ・平成18年度鶴田町一般会計補正予算（第1号）案
- ・平成18年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- ・平成18年度鶴田町水道事業会計補正予算（第1号）案
- ・平成18年度鶴田町老人保健特別会計補正予算（第1号）案
- ・平成18年度鶴田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案
- ・平成18年度鶴田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- ・専決第5号平成17年度鶴田町一般会計補正予算（第9号）
- ・専決第6号平成17年度鶴田町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- ・専決第7号平成17年度鶴田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- ・専決第8号平成17年度鶴田町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- ・鶴田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・専決第9号鶴田町町税条例の一部を改正する条例
- ・専決第10号鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ・専決第11号鶴田町病院事業使用料及び手数料等徴収条例の一部を改正する条例
- ・専決第12号診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例
- ・専決第4号損害賠償の額の決定について
- ・人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- ・「骨太の方針2006」に向けた地方分権推進に関する意見書案

概 要

第一回定例会

平成十八年第二回鶴田町議
会定例会が、六月六日から十
三日までの会期八日間で開か
れました。議案十八件、報告
一件、意見書案一件、請願四
件について審議が行われ、請
願については一件が不採択、
三件が継続審査となったもの
の、そのほかについては原案
どおり議決（認定二件、可決
八件、承認八件、同意一件）
されました。

今定例会では町立中央病院
と上水道の二つの公営企業会
計の決算も提出され、認定さ
れています。そこで、平成十
七年度の病院事業決算および
水道事業決算について概要を
ご紹介します。

病 院 事 業 決 算

収益的収入および支出

	平成17年度	平成16年度
病院事業収益	1,343,105,611円	1,389,842,255円
病院事業費用	1,419,153,801円	1,500,075,455円
当年度純損失	76,048,190円	110,233,200円
当年度未処理欠損金	1,506,140,920円	1,430,092,730円
当年度末不良債	748,059,702円	727,020,694円

資本的収入および支出

資本的収入	123,741,935円	103,052,954円
資本的支出	123,741,935円	103,052,954円
資本的収支不足額	0円	0円

水 道 事 業 決 算

収益的収入および支出

	平成17年度	平成16年度
水道事業収益	295,754,640円	297,470,857円
水道事業費用	275,365,320円	276,219,190円
当年度純利益	20,389,320円	21,251,667円
当年度未処分利益剰余金	79,553,166円	94,510,518円
翌年度繰越利益剰余金	71,679,410円	64,995,253円

資本的収入および支出

資本的収入	132,500,000円	119,000,000円
資本的支出	231,260,626円	231,727,409円
資本的収支不足額	98,760,626円	112,727,409円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額98,760,626円は、当年度分損益勘定留保資金85,055,463円、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額5,831,407円、繰越利益剰余金処分額7,873,756円で補てんした。

一般質問

編集 議会事務局

六月定例会一般質問の
要旨をお知らせします

新谷賢剛議員

所属会派 日本共産党

水道水の危機管理体制の確立

1 安全で安心して飲める水道水の確保について

津軽広域水道企業団は、五月十五日に濁度基準値を超えた水道水を供給する事故を発生させた。この事故を再発防止の教訓にすべきである。

答弁 町長

去る、五月十五日に発生した津軽広域水道企業団の水道水の水質悪化につきましては、住民の方々に多くの不安と混乱をもたらしましたことに、心からお詫び申し上げます。

このたびの事故の原因につきましては、水質悪化をきたした問題と水質悪化後の連絡体制に問題が

さらには、町ホームページにも掲載し、広報の徹底を図りました。

(1)濁度が基準値を大きく超えた原因は何か。

答弁 町長

企業団からの報告によりますと、去る五月十五日午前中から水道源水の水質が雪解けに由来すると考えられる原因により、水質が大きく変化しているものの、例年であれば注入薬品の調節で対応できていたものが、今回はこれまで経験したことのない急激な水質変化に、対応できなかったことが水道水悪化に至った要因であると聞いております。なお、浄水作業につきましては、夜間・休日は民間委託しているが、当日は企業団職員による浄水作業をしていたと聞いております。

原因の究明につきましては、後で申し上げます県で設置しました危機管理検討委員会の中で進めているところであります。

(2)断水しなかった理由について

答弁 町長

先に申し上げましたように企業団が水質改善が見られないので、構成市町村へ断水が可能かどうか確認の問い合わせをしましたが、構成市町村からは「断水は避けてほしい」との要望が多かったことから、企業団としては断水はすべからずと判断したと伺っております。

ます。

町としては、仮に全町断水すれば新たに受水する水の安全確認のための水質検査などに時間を要すること、断水時間の長期化、断水時の火災の発生、水洗トイレの使用制限、断水時の給水車配備の手配等、水需要者への影響が非常に大きいと考えたからであります。

また、沸騰することにより飲用が可能であること、生水の飲用を避けるよう広報をすることで通常の使用には影響が少ないと判断し、断水はしなかったところでありました。

(3)危機管理の問題について

答弁 町長

水質悪化の原因究明と連絡体制の検証ならびに改善策につきましては、津軽広域水道企業団企業長の要請で、去る五月二十三日に県健康福祉部佐藤次長が委員長となり、水質関係専門の委員として八戸工業大学の福士憲一教授、津軽広域水道企業団および関係市町村はもとより水道事業の指導的立場にある県も入り、水質悪化をきたした原因の究明と、情報提供が地域によって遅れをきたした今回の連絡体制の検証と改善策の検討を



早急に行うべきであるという共通認識から、水道水の水質悪化に係る危機管理検討委員会を立ち上げ、今後の水道水供給体制における危機管理に万全を期すべく、水質悪化の原因究明と再発防止の検討・検証することにより全県的な水道水危機管理対策マニュアルを策定すると聞いておりますので、町としても今後の有事を想定して広報車の巡回地区の分担等、広報体制の強化を図るとともに県の危機管理対策マニュアルを参考にしながら、今後の危機管理体制をより強固なものにしたいと考えております。